北海道告示第 11111 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和4年12月26日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年8月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイイチ花咲店

旭川市春光1条8丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清

带広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

株式会社アサヒHL 代表取締役 富居 慶幸

旭川市春光1条8丁目1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清

带広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

(変更後) 株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清 帯広市西 20条南1丁目14番地47

株式会社アサヒHL 代表取締役 富居 慶幸

旭川市春光1条8丁目1番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47
株式会社北海道サンジェルマン	代表取締役 田中 宏明	札幌市西区発寒8条11丁目2番43号
株式会社ロバ菓子司	代表取締役 水道 美貴子	旭川市上常盤町1丁目
株式会社マリエッタ	代表取締役 成田 孔一	帯広市西1条南8丁目17番地

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	
株式会社北海道サンジェルマン	代表取締役 北島 聖	札幌市西区発寒8条11丁目2番43号	(ア)

株式会社ロバ菓子司	代表取締役 水道 美貴子	旭川市上常盤町1丁目	
株式会社マリエッタ	代表取締役 成田 孔一	帯広市西1条南8丁目17番地	
未定			(1)

(4) 変更の年月日

(5) 変更する理由

上記(3)ア設置者追加のため上記(3)イ(ア)代表者変更のため上記(3)イ(イ)小売業者追加のため

2 届出年月日

令和4年8月10日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年8月24日(水)から令和4年12月26日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで